

平成29年度

江戸川区立平井小学校

# 学校経営方針

笑顔あふれる平井小学校

はじめに

平井小学校の教職員 五箇条

- 1 子供たちを引き付ける魅力ある教職員となる。
- 2 子供、保護者、地域の方と適切なコミュニケーションがとれる教職員となる。
- 3 笑顔を絶やさない教職員となる。
- 4 分かりやすい授業をできる教員となる。
- 5 我々は脅師ではなく教師である。

この五箇条を念頭におき、目指す教職員像とすることが、学校経営目標の達成には不可欠である。個々が努力を重ね同じ喜びを共有できるよう職務を全うしたい。

## 学校経営方針

江戸川区立平井小学校長 山下靖雄

平成29年度 平井小学校経営テーマ

# 笑顔あふれる学校

### 1 目指す学校像

- 子供が学びを通し、互いにかかわり合いながら思いを伝え合う学校
- 子供や保護者、地域の思いに寄り添った導きのできる学校
- 教職員どうしが互いの思いを伝え合い、新たな教育の創造できる学校  
加えて
- 美しい学校（校内環境、言語環境の整った美しい学校）

### 2 基本的な考え方

#### 1 子供の真の笑顔を引き出す教育の在り方

どの子にも内在する「成長する力」を引き出し、よりよい方向に導き、伸ばしていくことが教育に携わる者の責務である。子供は自らの力を学びを通して伸ばすときに真の笑顔を見せる。この笑顔を引き出すために、教える者のプロフェッショナルとして個々の子供の姿を見極め啐啄同時の心得の下、適時に適切な指導を行い、教育内容の質的向上を目指す努力を続けたい。

#### 2 互いに切磋琢磨し、協働の姿勢をもつ組織の在り方

我々教職員は、常に教えることの喜びや楽しさを味わう姿勢をもちたい。そのためには個々の力量を高めることを怠らず、互いに切磋琢磨し、高め合う組織でありたい。そして、教育目標達成に向け社会の要請、保護者の要望等を鋭敏に受け止めながら創造的な教育活動を作り出す協働体でありたい。

#### 3 保護者・地域の信頼を受ける教育活動の在り方

保護者や地域の方々には、共に子供の成長を願うという立場から、学校としての説明責任を果たすとともに、教育活動に理解・協力・支援をいただきながら常に信頼される学校づくりに努めたい。また様々な教育活動を通して、具体的な成果を上げ、その信頼をより確かなものにしていきたい。

#### 4 校内環境、言語環境を美しく整える

美しい環境には美しい心が育つ。温かく美しい言語環境の中ではぐくまれば、温かく、美しい心をもった子供たちが育つ。日常的に校内環境、教室環境、言語環境を整え、子供たちの心を育てていきたい。

### 3 学校の教育目標

日本国憲法及び教育基本法、人権尊重の精神を基調とし、心身の健康と豊かな人間性や社会性をはぐくみ、確かな学力の定着を図る。また、児童一人一人を生かし、能力を最大限に伸ばさせ、生涯にわた

って学び続ける意欲をはぐくむ。さらに、国際社会に貢献できる広い視野と連携意識をもった児童の育成を目指し、児童及び地域の実態に即して、次の目標を設定する。

やりぬく平井の子

- やりぬく心（すすんで学びにむかう心や態度、困難に負けずにやり遂げる強い心）
- やりぬく体（健康な体、体力）

これらの学校教育目標の実現に向け、きめ細やかな教育を徹底し、常に計画（PLAN）、実践（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）を本校のよき伝統・校風として発展させ、保護者、地域・社会の教育力とともに育てる教育活動を充実する。そして子供、教職員の思いやりがあふれる平井小学校を創る。

#### 4 具体的方策 【行動指標については別表参照】

##### 1 確かな学びの定着、学力の向上を図る学習指導の充実

学校は児童が学ぶ場所であり、教職員が教え導き、学力を付ける場である。1単位時間の学習時間そして学習指導要領の時数を確保し、児童一人一人を大切にして、教育のプロフェッショナルとしての力量を備え、学ぶ楽しさ、伝え合う喜びを味わわせ、充実した授業を行う。

学習指導要領の目標達成のため、指導と評価の一体化、かかわり（学び合い）、体験、活用、思考・判断、表現力、言語活動、道徳、ICT活用、健康・体力をキーワードに授業改善を行い、指導計画を作成し、生きる力を育成する。

##### （1）意図的・計画的な教育活動の実践

学習指導の充実には意図的・計画的・継続的・組織的且つ緻密な指導が必要である。日々の教育活動はPDCAサイクルにより進行管理を繰り返し、その内容を充実させ高めていくものである。そのためには週案の作成は不可欠である。週案簿は前週の金曜日に提出し、指導・点検を受ける。また、学年会は週案簿をもとに運営する。さらに、週案簿には必ず、一週間の指導状況を振り返り、自身の指導についての成果や課題を記述し、次週以降の指導計画に生かすと同時に指導者としての思いを記載するものとする。

週案簿には以下の内容を記載する。

- ①単元名または題材名 ②指導のねらい（評価規準）③必要に応じた学習活動・内容
- ④安全指導 ⑤予定時数と実施時数 ⑥指導記録

##### （2）分かる喜び・できる喜びを味わう学習指導の充実

「分かる」「できる」という喜び、発見の感動、課題をねばり強くやり抜くことで味わう達成感・充実感は学習意欲や向上心を育てる。そのために、問題解決的な学習、思考力を高める学習活動、体験的な学習を指導計画に位置付ける。授業改善の視点として、指導内容の明確化、評価項目の重点化を行い、毎時の授業に即したより具体的な評価規準にどの児童も到達するような指導方法の工夫を行う。これをもって指導と評価の一体化ととらえる。評価内容が定まらない授業は指導内容も定まっていないのである。全学年、全学級、全教科でこのことを意識的に行っていく。また、学校にしかできない学び方は友達とのかかわりである。少人数集団を活用するなどして各教科の特性、発達の特性に応じた学び合いを重視した学習を展開する。この際、思考力・判断力・表現力等を一

層育み、主体的に学習に取り組む態度を育てるために、平成28年3月に東京都教育委員会から発行されたリーフレット「東京方式 1単位時間の授業スタイル」を参考に、各教科の1単位時間の授業スタイルを全校で確立することとする。

また、中央教育審議会答申（平成28年12月）を受けて、新学習指導要領案が公開された。この中で授業改善の視点として取り上げられた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けては全教科領域共通の視点である。各個人、学年、校内研究においてもこのことを意識した指導の改善を目指すこととする。

加えて、地域公共施設、博物館、図書館、伝統文化、地域学習材等「地域を学びの場とする授業」を各学年の学習内容・実態に応じて行う。

### (3) 算数習熟度別学習の充実

算数では東京都の習熟度別指導ガイドラインに基づき、指導計画、教材内容について児童・保護者に十分説明した上で具体的な実践を通し、学級の枠を超えた発展授業、補充授業、課題別授業を行う。年間指導計画に従い、明確な授業、創意工夫した学習活動を行う。また、東京都教育委員会作成の東京ベーシックドリルを活用し、指導方法の改善に役立てる。

### (4) 基礎・基本の徹底と補充的な学習の充実

算数の基礎・基本的な内容を東京ベーシックドリル診断テストに示された内容にとらえ、その定着率向上を目指した、授業改善に加え補充的な学習の時間（とことんタイム）を定期的に設定する。目標数値については別途定める。平成30年度には6年卒業時に100%の習得率を目指す。

### (5) 指導法の共有

優れた授業実践については、その指導案を校内サーバーにPDF化して保存し、いつでも供覧できるようにする。各学年会では共同で教材研究する時間を必ず設定し、指導法の共有を図り、学年内の指導格差を解消すること。今年度一年間をかけ、平井小学校の学び・生活の基準を示した「平井小学校スタンダード」を教務、生活指導両主幹を中心に検討・作成する。どの学級でも共通して行われるスタンダードな指導を明確にし、学級間における指導格差をなくす。

### (6) ICT機器の有効活用

各教室に配置されている大型TV、デジタル教科書、書画カメラは積極的に活用を図り、分かる授業、できる授業を展開する。また、業務推進の上でも、積極的にC4thの連絡掲示板機能を活用し、情報の確実な伝達に役立てる。

### (7) 読書科の充実に向けて

「読書科」においてはテーマを定めた本を読む時間や自由に本を読む時間を朝読書の時間を中心に確保する。また、この朝読書の時間は全担任が教室で指導にあたる。決して、教師の事務処理の時間には充てない。また読み聞かせ活動行い、全校的な取組とする。加えて45分間を単位とした読書科の授業実践を年間指導計画に基づき実施し、ブックトークやアニメーションなどの手法を取り入れた読書表現活動を行い、読解力や表現力の向上を図る。

## (8) 体力の向上（運動の日常化を目指した取り組み）

運動遊びの日常化は体力向上にとっては不可欠な要件である。体力テストの結果数値向上にのみ目を向けると本末転倒な指導になりかねない。体力向上にはトレーニング的な手法を用いるのではなく、あくまでも子供がもつ内在的な運動に対する関心を高め、運動を日常的かつ継続的に行っていける環境づくりを本校では全校的に進めていきたい。そのために以下のことを実践する。

- ① 休み時間を活用した全校運動遊び
  - ・いつでも簡単にできる運動遊びを学級単位で行う。（都小体研実践資料参照）
  - ・教師はプレイリーダーとして運動遊びにかかわる。
  - ・年間35回の機会を設定し、数多くの運動遊びを経験させる。
  - ・使用する場所は校庭、体育館、屋上とする。
  - ・計画を随時見直し、PDCAサイクルに則った計画改善を行う。
- ② 一つの運動に特化した体育的活動の実践週間設定
  - ・なわとび、持久走などの継続実施に効果的な価値がある運動内容を取り上げ、〇〇週間として全校的に実施する。
- ③ 休み時間の学級遊びの推進
  - ・休み時間に多くの子供たちが運動遊びに積極的にかかわれるよう各学級で工夫を行う。授業準備等に支障がない範囲で教員も積極的に子供たちと遊ぶ機会をもつことを努力目標とする。
- ④ 体育授業の改善
  - ・体育科の授業には教科書がない。担任の体育指導がスタンダードとなってしまう。そこで、体育科の学習改善を図るために参考として文部科学省作成の各種出版資料や「授業まるわかりハンドブック」（WEBサイトからダウンロード可）等を活用し各運動領域および保健領域の特性に応じた指導を行うこと。

## (9) 学習の構えの定着

落ち着いた学びは学力の向上につながり、既習事項の定着率を高める。また主体的な学びや協働的な学びの基礎・基本となる。どの学級でも1学期の早いうちに学習規律を徹底させ指導効果を上げていける基礎づくりを行う。この際少なくとも学年間で差異のないように内容を共有して指導にあたる。

## 2 豊かな人間性をはぐくむ指導の充実

他者への思いやりと人との豊かなかかわり、協調性をはぐくむ心の教育の充実、集団における望ましい人間関係の形成は、学力と相まって大切であり、学校教育の基本的な役割である。全ての児童が安心して過ごすことができる、心のよりどころとなる学級・学年をつくる。

### (1) 児童理解の充実

児童の動きを観察、記録し、問題については早期対応、ねばり強い指導を心掛け、組織を活用して解決を図る。教職員自らも人権感覚を磨き、人権を損なう行動や考えの発見に努める。また、いじめの早期発見・解決のため、重点調査を年間2回以上実施する。また、Q-Uテスト（学級満足度調査）を実施、分析し、いじめや不登校、学級経営状況の把握に努め、具体的対応策を適切に実施する。さらに問題行動については随時児童面談を行い、解決後の継続観察、指導を怠らずいじめ

の連鎖を防ぐ。問題については、その事実、対応、指導、結果について週案に記述する。いじめについてはその状況を学年主任、生活指導主幹、管理職に報告し、必要に応じたいじめ対策委員会開催につなげる。不登校についてもその状況を記録し、校内委員会でのケース会議につなげ、その解決を図るよう努める。

## (2) 特別支援教育について

支援はどの子にも必要であるという感覚を基本スタンスとして考える。不登校、特別支援教育、学力遅進、虐待等については、校内支援体制を中心に、関係諸機関と連携してその解決にあたる。特別支援を必要とする児童が心を落ち着かせる場としてエンカレッジルームの環境整備をするとともに活用を図る。運用は区作成のエンカレッジルーム運用マニュアルに従って共通理解を図る。なお、特別支援委員会にはSCも加わる機会を設定し、より具体的な対応方法を協議する。次年度より始まる情緒障害学級の巡回指導に向けた準備を行い、円滑な制度の運用につなげる。

また、特別支援を必要とする児童の学習環境に配慮し、原則として教室前面の壁面は簡素な掲示を心がける。さらに、児童の実態に応じて絵図を活用した指導など具体的な対応策を必ず各自が認識した指導を心がける。(ユニバーサルデザインの実現)

## (3) かかわる力の育成

たてわり活動における異学年交流を通し、人とかかわる力をはぐくむ。たてわり活動を生かして、全校遠足、集会活動を行うなど、教育活動に有機的に機能させる工夫を行う。また、各教科、領域の学習においても学年の発達段階に応じた「学び合い」を重視し、共感できる豊かな心をはぐくむ。

## (4) 自尊感情の育成

「他者を思いやる心」をはぐくむと同時に「自分を大切にする心」自尊感情をはぐくむ指導を心掛ける。とりわけ個々の児童が集団に対して貢献できる場面を設定し、「自己有用感」を各教育活動で育てる。問題行動に対処した改善策を大切にするとともに問題の未然防止を念頭に置いた生活指導を行う。

## (5) あいさつ

人間関係づくりの基本となる挨拶と返事の徹底を図る。『オアシス・サ』『ハイ○○です。ます。』を定着させる。高学年においては会釈ができるようにする。教職員も自ら、学校内外での挨拶を率先して行う。来客に対するあいさつの仕方についても具体的な場면을挙げて必ず各学級で指導する。登校時等に子供たちが挨拶をすすんでできる機会を設定していく。実施にあたっては生活指導部が中心となって計画を進め、子供たちにその意義を十分に理解できるようにする。

## (6) 行き届いた清掃活動

学校環境を適切に維持し、清潔な状況を保つ。特に、各教室での清掃活動を徹底し、美しい教室環境を作り出したい。学びの場はそれにふさわしい整然とした場所でなければならない。美しい教室、校舎内外環境を全教職員で作出し、落ち着いた子供たちの学校生活につなげる。また、職員室の窓側整理戸棚の上は物置の場所ではない。職員室机上同様に整理整頓を心がける。

清掃方法を学年内で共有し、指導にあたる。

### (7) 人権を大切にしたい美しい言葉遣い

校内環境のみにとどまらず、子供たちの心を豊かに育てる美しい言葉遣いの指導を充実させる。基本にあるのは人権を大切にする思いである。子供たちのかかわりの中で不適切な言動はその場で正し、美しい言葉遣いを教えていきたい。また、児童の人格を大切に、呼び捨て、愛称、あだ名では呼ばない。基本的に「さん」呼称を行う。当然のことながら我々教職員も人権を大切にしたい言葉遣いを心がける。不適切な指導ととられかねない言葉遣いを厳禁とする。さらに、教室に掲示する掲示物の内容表記についても適切な言語表現がされていることを確認する。

### (8) 道徳の時間の指導の充実

道徳の時間の確保を確実に、指導の充実を図る。指導にあたっては道徳の全体計画、年間指導計画に従った意図的・計画的な授業を行う。新学習指導要領において教科化される道徳についての理解を深め、道徳授業地区公開講座ではその研修成果を示し、全学級授業公開を行う。さらに各教科における道徳教育についても理解を進め、全教育活動を通して、道徳性をはぐくむ。

加えて、文部科学省、東京都教育委員会から発出された指導資料、副読本資料等を適切に活用し、授業の改善を図る。

### (9) 不登校問題の解決 「新たな不登校状況を生み出さない！」

不登校傾向にある児童の支援体制を整える。校長、副校長、生活指導主幹、養護教諭、学級・学級担任、スクールカウンセラー、関係諸機関（教育相談室、民生児童委員等）を交えた不登校対策校委員会を組織し対応方法の検討、改善を進める。また、新たな不登校状況を作らないために以下のことに留意する。

- ① 日常的な児童の状況把握と適切な指導助言（Q-Uテストの活用）
- ② 学年会での情報の共有
- ③ 積極的な家庭訪問、面談の実施（家庭との連携）
- ④ 管理職、生活指導主任への報告

また、各学級担任は児童の出欠席状況、対応記録を記録し、引き継ぎ資料の作成に努める。

## 3 研究・研修

研究・研修は、本校のよき歴史を創る生命線である。また、互いの力量を研究・研修を通して高め合ってこそ、真の教師集団となる。児童と共に、成長する教師集団を目指す。

「研究は厳しく」をモットーとし、真摯なかかわり合いを求める。

### (1) 校内研究の充実

校内研究は教育目標、児童の実態、教師の願いを受け道徳教育の研究を行う。研究主題については、前年度のものを継続して研究を進める。国語科の年間6回の研究授業はもとより、日常的な国語科の指導計画においても研究成果を活用した授業改善を行う。また研究協議会は参加者が活発に意見交換できる手法を工夫し、実践を積み重ねていく。

## (2) 専門性の向上

教師としての専門性を磨く機会を学校の内外に求め、積極的に自己研鑽に努める。磨き上げた専門性はどの教科・領域の指導にも必ず共通したものがあがる。都の各教科研究会、区小教研の研究会には進んで参加し、自らの力量を高めると共に、校内授業改善の推進力となるように努める。なお、各種研究会で得た資料や情報は全教員にフィードバックして教育財産を共有する。

## (3) 校内組織の活性化

主幹教諭は、主任教諭と協力し校務の活性化、若手教職員の育成にあたる。若手教職員は経験者の実践に謙虚に学ぶことを心掛ける。特に校内起案文書の作成や研修記録作成については必ず担当主任の指導を受け、その後の職務に生かしていくこと。

《O J T研修の体系》

### ① 少人数グループによるO J T研修…月1回

各主任教諭は学校のニーズに応じた研修テーマを設定し、校内を複数グループに分け、ローテーションをしながら全員が研修内容を共有できるようにO J T研修を進める。

### ② 悉皆O J T研修（必ず全員が参加する共通課題研修）…特別支援、体育実技、算数指導法等

### ③ 若手教員教師道場（初任者を対象としたO J T研修）…講師は校長、副校長、主幹教諭

また、校内会議を精選し、児童と向き合う時間、教材研究を進める時間を確保する。と同時に文書起案システムを徹底し、起案者は規定の回覧決裁ルートを辿って校長の最終決裁を受ける。この際に提案までの定められた期日を十分に意識した進行管理を行う。起案にあたっては本経営方針の趣旨を十分に生かしたのものとして改善策を提示するとともに、前年度からの変更点を赤字で明確に示す。各分掌主任は自身が担当する分掌の役割分担を明確に示すとともに担当者に対して適切な指導・助言を行い、担当職務の目標管理、進行管理を十分に行う。決裁印を押印することの重みをしっかり意識して起案内容の確認を行う。内容に不備があった際には起案差し戻しを行い、適切な指導を行う。最終起案決裁を受けた内容は決定事項となる。職員会議ではその内容を確認し、共有する。また、日常からC 4 T Hを使った連絡掲示を活用し、情報の共有に努める。

## (4) 教材開発

学年で教材・学習材の研究・開発を行い、互いの実践を見合い、学び合う。学期ごとに指導計画を加除修正し、3学期には各教科領域主任は指導計画、評価規準の見直しを行い、新年度教育課程の編成を行う。また、新たに開発された教材・学習材については学校の共有財産とし、学校 LAN パソコンを通じて保存、引き継ぎを確実にを行う。

## 4 児童の安全・安心 環境整備の充実

学校は児童の安全・安心が第一の条件となる。環境を整え、事故防止に最善を尽くす。

(1) 日常よりの確かな安全点検に努め、気付いたことは直ちに副校長に報告し、改善を図る。

(2) 不審者対応についてはその対応方法を共有するとともに、訓練を通じた安全点検体制をつくる。また、教職員はセキュリティーの視点から必ず名札を着用する。校内出入り口の開け閉めを確実にを行い、防犯の意識を教職員も児童ももつようにする。西側通用門は児童登校時、下校時以外は施錠する。また、最終下校者は電子錠の確実な施錠を行うとともに、記録簿に氏名を記録する。電

子錠開錠者も同様に記録簿に氏名を記録する。

- (3) 予期せぬ災害はいつ起こるか分からないことを念頭に置き、あらゆるケースを想定した訓練を確実に行う。
- (4) 万が一、事故が発生した場合は、校長、副校長の指示で迅速・組織的に対応する。訓練や研修を通し、組織として、また個人としての的確な判断力を養い、行動できるようにする。安全な誘導のために運動靴を着用する。
- (5) 清潔で明るい教育環境の整備に努め、児童と共に清掃活動を行う。安全の観点から廊下、棚の上にものを置かないようにする。また大型テレビは掲示板ではない。ものの貼り付けは厳禁とする。
- (6) 児童の作品・掲示物については人権的な配慮を行い、大切に扱う。
- (7) 特別活動の趣旨を理解、徹底し、望ましい集団育成に向け、内容の見直しを図る。安全指導を計画的、組織的に実践する。

## 5 開かれた学校づくり

外にも内にも開かれた学校づくりを推進する。家庭訪問、保護者個人面談の実施、地域行事、PTA行事との連携により、一層の児童理解、地域理解を行う。

### (1) 学校公開

保護者、地域の期待、協力に応え、信頼ある教育活動を行うことが肝要である。教育活動は公開を原則とし、1学期の学校公開週間のほか公開日を設ける。学校公開を通し、子供たちのよさ・可能性を導き出す優れた実践を理解してもらい、保護者、地域の信頼を得る。

### (2) 保護者対応

保護者への対応は、『迅速』・『適切』・『誠実』に行う。保護者は何を求めているかを的確につかむことが対応の基本となる。対応内容については、校長、副校長に直ちに報告し、学年や主任、主幹、校内委員会コーディネーター等と情報を共有し、対応を行う。

### (3) 情報の公開

学校だより、学年だより、学級だより、ホームページ等の情報発信を積極的に速やかに行う。ことにホームページに関しては各担当を中心として、適時性、公平性に留意した頻繁な更新を心掛ける。また発信に際しては上司への報告・連絡・相談を密に行い、決裁を受け、誤解を受けないような印刷物を発行する。

### (4) 学校評価

授業参観、学校行事の評価、学校評価については、保護者・地域を対象に行う。保護者の願い、要望にはまず耳を傾ける姿勢をもち、共に歩もうとする態度で臨む。また、児童、保護者、教職員、外部評価者による学校評価を実施し、教育活動の充実・改善に資する。さらに学校関係者評価を行い、改善策について公表を行う。

### (5) 情報の共有化

学校 LAN パソコンにより、情報の共有化を図るとともに事務の効率化を図る。また、校内掲示板

を積極的に活用し、連絡事項の徹底を図る。

以下のことについては1学期中に準備を完了させる。

- ①平井小学校ファイルサーバー内への各分掌のフォルダを作成する。
- ②分掌フォルダへの確実なデータ移行・保存
- ③職員会議フォルダへの起案文書保存とペーパーレス会議

## 6 服務の厳正

教育公務員として、信頼ある行動を心掛け、服務の厳正を図る。

- (1) 出勤時刻、退勤時刻、長期休業日の勤務等、定められた法令、規則を遵守する。
- (2) 体罰ならびに不適切な指導は厳禁とする。
- (3) 服務事故の防止に向け、互いに助言・支援をできる組織を目指すとともに、服務事故研修会を年間2回行い、事故防止の徹底を図る。
- (4) 教職員にふさわしい服装、言葉遣いに努める。
- (5) 接遇について、『誠意』をもった対応を行う。電話では自身の名前を名乗り、社会人として適切な対応を心掛ける。
- (6) また、個人情報の取り扱いについては校内内規及び江戸川区の規則に従って確実に行う。

## 7 予算の執行

校内予算・光熱費は全て、区民の税金で賄われている。費用対効果を十分に考え、『無駄』『無理』『ムラ』のない予算執行を心掛ける。

- (1) 社会的な要請を意識し、「もったいない運動 えどがわ」学校チャレンジに従い、省エネルギーに努める。特に夏場の節電取組については前年度同様の努力を求める。
- (2) 業務の効率化を図り、コスト意識をもった事業実施を心掛ける。
- (3) 教材の整理、整頓を心掛け、本当に必要な教材であるかどうかを十分に吟味し、不必要なものの購入を避け、適正な予算執行を行う。なお、保護者負担で購入した教材を十分に活用しきれない状況も散見される。これは服務事故にあたる。購入した教材は確実に活用を図るとともに返却を必ず行うこと。
- (4) 私費会計の起案、決裁を確実に行い、適正な会計処理に努める。できるだけ短期間で処理し、業者への支払いは指定銀行口座への振込とし現金の取り扱いは行わない。また、取り扱いは必ず複数の職員で対応し、チェック機能を働かせミスの起きないようにする。

## 8 校内事案決定の原則

教育公務員として、信頼ある行動を心掛け、服務の厳正を図る。

- (1) 事案の最終決定者は校長である。しかし、その過程では必ず、分掌上の上司（主任、主幹、副校長等）の決裁を経てくることを原則とし、組織的な事案決定のシステムを構築する。各分掌の担当上司をよく確認し、報告・連絡・相談を怠らないようにする。また、適時性を考えた分掌進行管理を各自が行う。